

令和元年11月21日

大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、株式会社 土屋建築研究所（法人番号 3011101013151）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 鶴岡 清史

契約第二係長 井上 泰行

TEL 03-5253-8111（内線23154・23155）

TEL 03-5253-8231（夜間直通）

FAX 03-5253-1541

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
株式会社 土屋建築研究所	3011101013151	東京都新宿区西新宿 6-14-1 新宿グリーンタワービル 21F

2 指名停止措置期間

令和元年 1 月 21 日～令和 2 年 2 月 20 日（3 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する業務

4 事実概要

上記事業者は、官庁営繕部発注の「外務本省(R1)改修実施図面作成等業務」の入札手続きにおいて、競争参加資格確認資料に虚偽記載を行った。

5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等の契約に係る指名停止等について」において準用する「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1 第 1 号（虚偽記載）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 1 第 1 号

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 官庁営繕部の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内